

定 款

令和 4 年 6 月

株式会社 **ナカノフドー建設**

株式会社 ナカノフドー建設定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社ナカノフドー建設と称する。

2. 英文では **NAKANO CORPORATION** と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築の請負
 2. 土木建築の設計、監理ならびにコンサルタント業務
 3. 地域開発、都市開発、資源開発および環境整備に関する調査、企画、設計、監理およびコンサルタント業務の請負
 4. 不動産の取得、管理、処分、賃貸借およびその代理業務ならびに売買の仲介および鑑定
 5. 不動産に関するコンサルタント業務
 6. 土木建築用資材の加工ならびに売買
 7. 土木建築用機械、車両その他製品の売買、賃貸ならびに整備
 8. 工業所有権、ノウハウおよびコンピュータを利用した各種ソフトウェア、情報処理技術の取得、開発、実施許諾および販売
 9. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 10. スポーツ施設、ホテルおよび飲食店の経営
 11. 遊戯場の経営
 12. 食料品、日用雑貨品、衣料品、スポーツ用品の販売
 13. 証券の投資および運用
 14. 発電事業およびその管理、運営ならびにこれらに関する企画、設計、施工、監理等の請負およびコンサルタント業務
 15. 前各号に附帯関連する一切の事業
- (本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は154,792,300株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。

(総会の招集者および議長)

第14条 株主総会は取締役社長が招集し、取締役社長がその議長となる。取締役社長が事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は当会社の議決権を有する株主1名に限る。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(定員および選任)

第18条 当会社の取締役は30名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 取締役に欠員が生じた場合でも、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障がないときは補欠選挙を行わないことができる。

(取締役会)

第20条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2. 前項のほか、取締役会の運営については取締役会で定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(定員および選任)

第25条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役に欠員が生じた場合でも、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障がないときは補欠選挙を行わないことができる。

(監査役会)

第27条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2. 前項のほか、監査役会の運営については監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(期末配当金および期末配当金の除斥期間)

第35条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。

2. 期末配当金が、支払開始の日から3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿革（昭和17年12月19日設立）

昭和22年7月31日変更	昭和23年5月4日変更	昭和26年7月19日変更
昭和26年8月30日変更	昭和26年10月10日変更	昭和28年6月28日変更
昭和29年12月1日変更	昭和32年6月24日変更	昭和33年8月9日変更
昭和37年6月11日変更	昭和39年6月30日変更	昭和41年6月30日変更
昭和43年6月29日変更	昭和44年6月30日変更	昭和47年6月30日変更
昭和50年6月27日変更	昭和51年7月28日変更	昭和57年6月29日変更
昭和59年6月29日変更	平成3年6月27日変更	平成3年7月1日変更
平成4年6月26日変更	平成5年6月29日変更	平成6年6月29日変更
平成11年10月1日変更	平成14年6月27日変更	平成15年6月27日変更
平成16年2月5日変更	平成16年4月1日変更	平成18年6月29日変更
平成21年6月26日変更	平成25年7月26日変更	平成26年6月27日変更
平成27年6月26日変更	平成30年6月28日変更	令和4年6月29日変更